

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2025 年 6 月 27 日	
(宛先) 松山市長	
提出者	
住所 松山市余戸東5丁目1-10	
氏名 セキスイハイム中四国㈱	
愛媛支店 支店長代理 片山裕治	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 089-974-6816	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	セキスイハイム中四国株式会社 愛媛支店
事業場の所在地	松山市余戸東5丁目1-10
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	28億円(2024年度)
③従業員数	50名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	新築現場・解体現場 → 中間処理場 → 再生・販売 解体現場 → 埋立処分

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙1の通り

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 工場からの梱包材を折畳み式通関箱の採用を継続することによって 運搬養生材の削減を図る 工場出荷部材の余剰部材の削減		
②計画	【目標】 別紙1の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 納入部材の固定材料を木棧から硬質プラスチックに変更し廃棄物の 発生の抑制と繰返し利用を図る		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 新築現場において分別を適正に行うと共に回収袋も品目毎で色分けし分別作業の定着を図る
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状の取組みを継続実施致します

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 別紙1の通り			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら行う産業廃棄物の再生はありません		
②計画	【目標】 別紙1の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 別紙1の通り			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら行う産業廃棄物の中間処理はありません		
②計画	【目標】 別紙1の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後予定なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 別紙1の通り			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら行う産業廃棄物の埋め立て処分又は海洋投入処分はありません		
②計画	【目標】 別紙1の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙1の通り			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 収集運搬業者・中間処分業者・最終処分業者とそれぞれ委託契約を締結し、処分ルートを明確にし、電子マニフェストによる確認を実施		

②計画	【目標】 別紙1の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 委託先の処分場の定期的な巡視		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

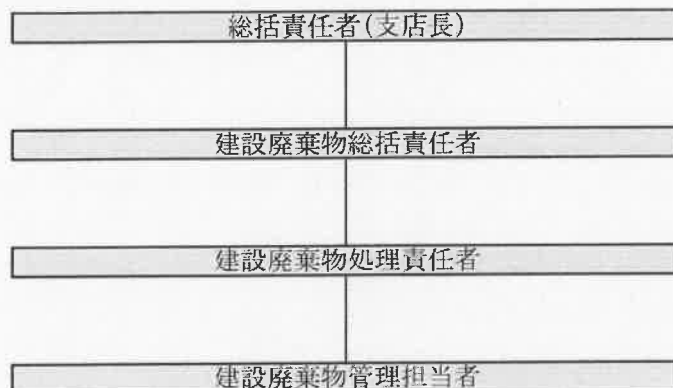
- 7 ※欄は記入しないこと。

單位:トン/年

[illegible]

セキスイハイム中四国株式会社
愛媛支店 建設廃棄物管理体制図

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第12条8項）の規定により廃棄物処理責任者を下記に明示する



建設廃棄物処理に関する責任者の役割

	責任者	役割
役割	総括責任者 (支店長)	①関係法令の遵守確認 ②廃棄物処理業者選定時の承認 ③教育・訓練計画の承認 ④廃棄物発生抑制の為、関係部署との調整
	建設廃棄物処理総括管理者 (技術責任者)	①廃棄物削減量の目標設定および周知 ②職員、協力会社の教育、啓発 ③産業廃棄物処理業者・再資源化施設の調査、選定 ④監督官庁への各種報告 ⑤建設工事現場実務の支援、指導 ⑥処理実績の集計、記録の保存
	建設廃棄物処理責任者 (支店環境担当者)	①新築現場方針の策定 ②建設廃棄物処理計画の策定 ③マニフェスト伝票(紙・電子)発行指示・確認 ④処理業者の監督 ⑤処理状況の確認・巡視 ⑥処理実績の記録、本社への報告 ⑦協力会社・専門工事業者(下請)の監督、指導
	廃棄物管理担当者 (工事担当者)	①現場の産業廃棄物管理手順書の周知 ②廃棄物一時保管場所の掲示板の設置 ③産業廃棄物の分別確認 ④産業廃棄物回収の連絡・搬出時の確認 ⑤廃棄物量の削減と余剰材の回収・抑制対策実施 ⑥作業への分別教育・訓練の実施

